

岡山市屋外広告物条例（平成7年市条例第51号）第30条第1項に規定する都心  
軸屋外広告物モデル地区における広告物及び広告物を掲出する物件の設置の基準

【西川緑道公園筋・枝川筋、県庁通り】

1 共通基準

- (1) 広告物又は広告物を掲出する物件は、できるかぎり敷地内に収め、指定路線の道路境界からできるだけ後退した位置に設置すること。
- (2) 広告物又は広告物を掲出する物件は、周囲の建築物や広告物と形状、色彩、意匠等の調和のとれたものとする。
- (3) 広告物の地色は、けばけばしい色（彩度8以上）及び暗色（明度3未満）を使用しないこと。また、広告物には、表示面積の2分の1を超えてけばけばしい色を使用しないこと。ただし、はり紙・はり札、立看板等は対象外とする。（ここにおける「彩度」又は「明度」とは、日本工業規格のマンセル表色系の彩度又は明度をいう。）
- (4) 表示内容は、文字や絵を少なくする等工夫し、単純、かつ、品位のあるものとする。
- (5) 路上にのぼり旗や立看板などの広告物を設置することを禁止する。
- (6) デジタルサイネージにおいて、過度にまぶしいものでないこと、大音量を流すものでないこと、画面が目まぐるしく変わる等、交通安全上支障をきたすものでないこと等、騒々しい景観にならないものとする。また、夜間には明るさを抑える等周辺の景観にも十分配慮すること。
- (7) 建物利用広告物、建物敷地内広告物、野立広告物のうち、自家広告、管理広告以外の広告物は禁止する。
- (8) 上記共通基準及び広告物等の種類ごとの掲出基準に適合しない広告物で、公共性があり、かつ、デザイン性が高いものについては、岡山市景観条例第31条に規定する岡山市景観審議会に付議し、表示又は掲出を許可することができる。

2 広告物等の種類ごとの基準

| 広告物等の種類 | 掲出基準  |
|---------|---|
| 屋上広告物   | (1) 屋上広告物を2面以上掲出する場合は、形状、色彩、意匠等に統一性を持たせること。   |
| 突出し広告物  | (1) 1壁面に2列以下を原則とする。一方の面が0.5㎡以下で、かつ、2階以下に掲出するものは、この限りでない。<br>(2) 同じ列に設置するもの及び同じ壁面に設置するものは、形状、色彩、意匠等に統一性を持たせること。<br>(3) 支持は、目立たないよう、形状、色彩、意匠等を工夫したものであること。<br>(4) 広告物の地上から上端までの高さは15m以下とする。 |

|                    |  |
|--------------------|--|
| 壁面広告物              | <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 窓面広告は、原則として禁止する。</li> <li>(2) 2個以上掲出する場合は、集合化を図り、形状、色彩、意匠等に統一性を持たせること。</li> <li>(3) できる限り、箱文字（文字を形どった箱状又は板状の広告物で、板面をもたないもの）で表示すること。</li> <li>(4) 箱文字以外の広告物の地上から上端までの高さは15m以下とする。なお、高さ15m以下に設置した壁面広告は、高さ15m以下の部分の1壁面の面積に応じて、岡山市屋外広告物規則別表第2の壁面広告物の1壁面の利用割合限度の基準を満たすこと。</li> </ul> |
| 壁面利用懸垂幕<br>懸垂幕掲出装置 | <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 2個以上掲出する場合は、集合化を図り、形状、色彩、意匠等に統一性を持たせること。</li> <li>(2) 懸垂幕掲出装置は、目立たないよう、形状、色彩、意匠等を工夫したものであること。</li> <li>(3) 広告物の地上から上端までの高さは15m以下とする。なお、1壁面の利用割合限度は、上記壁面広告物(4)の基準を満たすこと。</li> </ul>  |
| 建物敷地内<br>広告物       | <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) テナントビルにあつては、各テナント名等の表示は、集合広告とすること。また、広告板は、原則として、前面道路に平行な面を掲出面とすること。</li> <li>(2) 広告板及び広告塔の脚部は、目立たないよう、形状、色彩、意匠等を工夫したものであること。</li> <li>(3) のぼり、旗等を設置する場合は、形状、色彩、意匠等に統一性を持たせること。</li> <li>(4) 広告塔及び広告板の高さは6m以下とすること。</li> </ul>   |

桃太郎大通り、市役所筋、柳川筋、城下筋及び主要地方道岡山児島線・国道250号（以下、「桃太郎大通り他4路線」という。）に面する側（隅切り部分を含む）に設置する屋外広告物については、桃太郎大通り他4路線の設置基準を適用する。

モデル地区内における全ての広告物の表示又は掲出物件の設置は、各路線のモデル地区掲出基準を満たすこと。